

## 「安全な職場環境の確立と組合員の不安解消を求める申し入れ」について団体交渉を行う！

JR東労組バス東北本部は、2018年8月の申第1号の団体交渉の席上において、組合加入を理由とした差別をしないこと。組合運営へ介入しないことを労使で確認してきました。しかし、それ以降も職場からは、不当労働行為と捉えられる事象が数多く報告されており、バス東北本部では、各職場で積み上げた事象を集約した上で申し入れを行い、10月10日（木）、申第2号「安全な職場環境の確立と組合員の不安解消を求める申し入れ」について、団体交渉を行いました。会社回答は以下の通りです。

（組合）職場で常態化している利益誘導、人権侵害、差別による組合員への脱退懲憑を直ちにやめること。また、職場から報告されている事象を調査し、事実を明らかにすること。

（会社）脱退懲憑と言った事実はなく、報告も無かった。

このあまりにも不誠実な回答に対し、団体交渉では、職場から報告されている具体的な事象は明らかに不当労働行為であること、そして何よりも脱退懲憑を受けている組合員に精神的苦痛を与えることで安全が脅かされていることを訴え、実態の調査を行うとともに脱退懲憑といった不当労働行為を行わないことを強く求めました。

今回の団体交渉で改めて「組合員への差別と組合運営に介入しないこと」「不当労働行為は行わないこと」「報告されている事象に対し事実確認を行い、労使で議論すること」を確認しました。

バス東北本部では、今後も不当労働行為撲滅に向け労使議論を継続していきます。利益誘導、差別等の脱退懲憑と捉えられる事象が発生した場合は、一人で悩まず、分会・バス本部へ報告をお願いします。

## 不当労働行為の撲滅と 安全で明るい働きやすい 職場を全組合員で取り戻そう！